リ　監視装置は、次のいずれかの状態が発生した場合には、速やかに制御所にその旨を報知するとともに補助信号を搬送する電波の発射を停止することができるものであること。

(一)　ハの表の警報信号到達時間の欄に掲げる基準に適合しないとき。

(二)　電磁的干渉により測位衛星から発射される電波に障害を与えるおそれがあるとき。

(三)　監視装置の監視機能が故障したとき。

第百十七条第一項第一号の第二表の備考第二号中「(着陸しようとする航空機から見て手前にある滑走路末端をいう。以下同じ。)」を削る。

第百九十一条の二第一項第五号中「ＳＢＡＳ」を「衛星航法補助施設」に改める。

第二百四十条第一項第十二号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十三号の三中「受理」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十五号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十六号中「受理」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十七号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年五月十日から施行する。